遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく第一種 使用規程の承認申請案件に対する意見募集の実施結果について

(平成 17 年 1 月 21 日~平成 17 年 2 月 21 日(トウモロコシ2件、ワタ1件))

- 1. 意見募集方法の概要
- (1) 意見募集の周知方法
 - ・関係資料を環境省、農林水産省ホームページに掲載
 - •記者発表
 - ・資料の配付
- (2) 意見提出期間

平成 17 年 1 月 21 日(金)から平成 17 年 2 月 21 日(月)まで

(3) 意見提出方法

郵送、ファクス又は電子メール

(4) 意見提出先

環境省自然環境局野生生物課または農林水産省消費・安全局農産安全管理課

- 2. 意見募集の結果(関係省に提出された意見の合計)
- (1) 意見提出数

5通

(2) 整理した意見の総数 12件

3. 意見の概要と対応方針について

別紙のとおり

(別紙) 「遺伝子組換え生物等の第一種使用規程の承認申請案件」に対する意見の概要及び対応方針について (平成 17 年 1 月 21 日~平成 17 年 2 月 21 日 (トウモロコシ 2 件、ワタ 1 件))

該当箇所		意見要旨	対応方針	件数
1	全体について	「学識経験者の意見」を検討した	第一種使用規程の承認については、カルタヘナ法等に基づき聴取	1
		結果、生物多様性影響が生じるおそ	した学識経験者の意見のほか、カルタヘナ法第3条に基づく基本的	
		れはないと判断されるので、速やか	事項及びパブリックコメント手続により寄せられた意見・情報を勘	
		に承認されるようお願いする。	案して判断することとしています。	
		カルタヘナ法に基づく第一種使用	カルタヘナ法第3条に基づく基本的事項において、食品及び飼料	
		規程の承認は、食品、飼料の安全性	としての第一種使用を申請しているものにあっては、食品及び飼料	
		審査とは独立して行われるべきであ	としての安全性審査又は確認との整合性を考慮することとされてお	
		る。	り、それを踏まえて手続を行います。	
2		ひとたび組換え作物が作付けされ	農林水産省では、カルタヘナ法に基づく要件に加えて、遺伝子組	1
		れば、一般農作物との交雑や混入の	換え農作物の隔離ほ場試験等の栽培実験については、国民の理解の	
		危険にさらされ、ひいては風評被害	下で円滑に行われるよう、事前に栽培実験計画書を策定・公表して	
		を受けることにもつながる。これは	説明会を開催することや、栽培作物との交雑や収穫物への混入を防	
		農業の品質、安全性、信頼性を打ち	止することを定めた第一種使用規程承認組換え作物栽培実験指針を	
		砕くことになる。	策定し、農林水産省が所管する独立行政法人に通知するとともに、	
			都道府県等関係する行政機関、団体等にも広く参考として通知をし	
			ています (詳しくは、農林水産省ホームページ(URL: http://www.s.	
			affrc.go.jp/docs/anzenka/colum5.pdf) を御覧下さい)。また、一	
			般ほ場で食用・飼料用に供する遺伝子組換え農作物の栽培を行う場	
			合には、カルタヘナ法に基づく承認をはじめ、食品衛生法や飼料安	
			全法に基づく安全性の確認を義務づけるとともに、これらの法律で	
			認められている遺伝子組換え農作物であっても、非組換え農作物を	
			栽培する農家との間で問題が生じないよう、農林水産省ではあらか	

		じめ周辺農家等の理解を得るとともに交雑防止等の措置を徹底する	
		よう都道府県を通じて指導(要請)しています。	
3	消費者は、遺伝子組換えに関する	遺伝子組換え農産物とその加工食品については、農林物資の規格	1
	疑問を解消できておらず、せめて使	化及び品質表示の適正化に関する法律及び食品衛生法に基づき、表	
	用しているかいないかの表示をもっ	示ルールが定められ、平成13年4月から義務化されています。現在	
	と透明にして欲しい。	のところ、我が国で流通する可能性のある大豆やとうもろこし等5	
		種類の遺伝子組換え農産物と、これを原材料とし、加工工程後も組	
		み換えられたDNA又はこれによって生じたたん白質が検出できる	
		とされている30種類の加工食品群について、「遺伝子組換えであ	
		る」旨等の表示が義務づけられています。また、表示が義務づけら	
		れる対象については、遺伝子組換え農産物の流通実態等を踏まえ、	
		適宜見直しを行うこととしています。	
4	遺伝子組換え作物はその安全性の	カルタヘナ法は、遺伝子組換え農作物の栽培等、環境中での使用	2
	検証が十分になされておらず、生態	等について、野生動植物の種又は個体群の維持に支障を及ぼすおそ	
	系への影響や危険性が不明確である	れがある影響その他の生物多様性影響を防止することを目的として	
	まま開発が進んでいる。雑草化や野	います。	
	生植物への遺伝子拡散、有害物質の	今回申請のあった組換え農作物の宿主であるトウモロコシ、ワタ	
	産生・放出等による生態系への影響	については、今日まで長期にわたる輸入、栽培の経験がありますが	
	に対して多くの市民が不安を抱いて	、これらの農作物がわが国の自然環境下で自生したという知見は無	
	いる。	く、今回申請のあった組換えトウモロコシ、組換えワタ(以下「こ	
	意図しない遺伝子組換え作物の生	れら組換え農作物」という)についても、その性質に変化がないこ	
	育なども報告されており、消費者が	とが試験等によって確認されています。また、これら組換え農作物	
	知らないうちに栽培、使用、加工な	には害虫抵抗性、除草剤耐性が付与されていますが、競合における	
	どが行われていないか不安。遺伝子	優位性、有害物質の産生性、交雑性に関する各種試験等に基づく評	
	組換えについては未解明なことが多	価結果から、わが国の野生動植物の種又は個体群の維持に支障を及	
	数あり、遺伝子組換え技術が有用で	ぼすおそれはないと考えられます。こうしたことから、「これら組	

			<u>, </u>	
		あること、将来にわたって生態系等	換え農作物を第一種使用規程に従って使用した場合に生物多様性影	
		への悪影響を及ぼさないことが、し	響が生ずるおそれはないとした生物多様性影響評価の結論は妥当で	
		っかりと解明されない状況では承認	ある」という学識経験者の意見も踏まえ、生物多様性影響を生ずる	
		されるべきではない。	おそれはないと判断しています。	
			また、カルタヘナ法では、第一種使用規程承認後に、第一種使用	
			規程に関し情報を収集する必要があるときは、承認取得者に対しそ	
			の提供を求めることができるほか、承認時には予想することができ	
			なかった環境の変化又は科学的知見の充実等により生物多様性影響	
			が生ずるおそれがあると認められた場合には、承認した第一種使用	
			規程を変更し、又は廃止することとされ、さらに、遺伝子組換え生	
			物等の第一種使用等をしている者等に対し、必要な措置を執るべき	
			ことを命ずることができることとなっています。	
5	コウチュウ目害虫	本組換えトウモロコシでは、花粉	本組換えトウモロコシの殺虫成分であるCry34Ab1タンパク質及び	1
	抵抗性及び除草剤	の摂食試験(生物検定)を行ってお	Cry35Ab1タンパク質について、これらのタンパク質に感受性の高い	
	グルホシネート耐	らず、「影響を受ける可能性がない	3種のコーンルートワームに対する殺虫効果が調べられており、そ	
	性トウモロコシに	」とした根拠が不十分である。	の結果及びトウモロコシ畑周辺におけるトウモロコシの花粉堆積密	
	ついて		度の調査結果から、仮に本組換えトウモロコシを栽培するほ場周辺	
			にこれらのコーンルートワームと同程度の高い感受性を有するコウ	
			チュウ目昆虫が生息しており、かつそれらの昆虫ががほ場から1m	
			以内に4日以上留まるような状況が生じたとしても、影響を受ける	
			可能性があるとは考えにくいことが示されています。	
6		土壌中に鋤込まれた本組換えトウ	わが国に生息しているコウチュウ目昆虫の中には、その食性、生	1
		モロコシをコウチュウ目昆虫が摂食	息場所、行動特性、分布地域等からみて、本組換えトウモロコシを	
		した場合の影響について、申請者は	栽培するほ場及びその周辺を重要な生息環境とする種は見当たらず	
		評価書の中で、精製タンパク質を用	、したがってコウチュウ目昆虫がほ場の土壌中に鋤込まれた組換え	
		いた土壌中の分解速度のデータに基	トウモロコシの腐植質を摂食することにより、生物多様性影響が生	

	1			
		づき評価しているが、影響の評価と	ずるおそれはないと判断しています。	
		しては不十分である。		
7		土壌微生物相への影響に関して、	土壌微生物相への影響については、有害物質の産生性について評	1
		特定網室において試験を行ったとし	価を行うための試験項目の一つとして位置付けており、供試した農	
		ているが、試験の条件として不適切	作物が成体となるまで栽培した土壌を用い、トウモロコシのように	
		ではないか。	我が国において長期間の使用経験のある農作物については、当該組	
			換え農作物と同種の非組換え農作物との間で差が見られるかどうか	
			を確認することとしています(詳しくは「農林水産大臣がその生産	
			又は流通を所管する遺伝子組換え生物等に係る第一種使用規程の承	
			認の申請について」平成16年2月9日付、15消安第5839号	
			、環自野発第040209002号を農林水産省ホームページURL:	
			http://www.maff.go.jp/carta/index.htmあるいは日本版バイオセ	
			ーフティークリアリングハウスURL: http://www.bch.biodic.go.jp/	
			tuchi1.htmlからご覧下さい。)。このような栽培試験については、	
			我が国の自然条件下で生育した場合の特性を科学的に明らかにする	
			ため、通常隔離ほ場における栽培試験を行うこととされており、こ	
			の案件についても隔離ほ場での試験が行われていますが、土壌微生	
			物相への影響については海外における試験結果はあるもののわが国	
			での調査が十分ではなかったため、特定網室で行う試験方法につい	
			て学識経験者に確認を受けた上で申請者に追加試験を求めたもので	
			す。その結果を踏まえた評価内容は適正なものと判断しています。	
8	チョウ目害虫抵抗	認可を受けている品種のスタック	本スタック系統トウモロコシの親系統において、組換え遺伝子に	1
	性及び除草剤グル	系統であり、植物体の乾物重での	よる目的とした形質以外に、意図しない変化が生じていないかにつ	
	ホシネート耐性及	Cry1F 毒素の発現量が親系統と同等	いて表現型での評価が行われており、形態や生育特性、花粉の稔性	
	び除草剤グリホサ	であるから花粉中の Cry1F 発現量も	、種子の生産量等について、それぞれ、組換えトウモロコシと非組	
	ート耐性トウモロ	同等だろうと言うことで測定してい	換えトウモロコシとの間で、生物多様性に影響を生ずるおそれのあ	

	コシについて	ないと言うのは非科学的である。	るような差が生じていないことが認められており、これら親系統に	
		また、スタック系統であるので発	ついてはそれぞれ第一種使用規程が承認されています。	
		現蛋白質の相互作用を調べる必要が	また、本組換えトウモロコシが発現するCry1Fタンパク質について	
		ないとは言えず、スタック系統にお	は酵素活性を持たないこと、PATタンパク質及びCP4 EPSPSタンパク	
		ける花粉、種子などでの発現量、安	質はそれぞれ基質特異性が高いことが示唆されており、親系統に移	
		定性などのデータの提出を義務化す	入した遺伝子による意図した形質を併せ持つことによりそれら形質	
		ることが必要。	の発現において相互に影響を受ける可能性はないと考えられます。	
			実際に、Cry1F蛋白質、PAT蛋白質及びCP4 EPSPS蛋白質の茎葉での発	
			現量が本スタック系統トウモロコシと親系統においてほぼ同等であ	
			ることがELISA法による蛋白質の分析等により確認されています。	
			これらのことから、本スタック系統トウモロコシについては、親	
			系統に移入された遺伝子による意図した形質を併せ持つことにより	
			、それら形質の発現において相互作用がないことが認められており	
			、親系統には見られない生物多様性影響を生ずるおそれのある性質	
			を新たに有する可能性はないと判断しています。	
9		希少種のヒョウモンモドキについ	環境省レッドリストに掲載されている種だけではなく、都道府県	1
		ては、3令以降の後期の幼虫は本組	のレッドリストに掲載されているような種も含め様々な昆虫が本組	
		換えトウモロコシの花粉を摂食する	換えトウモロコシの花粉を摂食する可能性があることから、Btタン	
		可能性がある。	パク質に対する感受性の高いヤマトシジミを用いて、その1齢幼虫	
		乾燥草原に生息するヒョウモンチ	に花粉を載せた食餌植物を与えるという方法で生物検定が行われ、	
		ョウについては、本組換えトウモロ	その結果及び花粉の飛散量のデータから、本組換えトウモロコシを	
		コシの花粉を摂食する可能性がある	第一種使用規程に従って使用した場合に生物多様性影響が生ずるお	
			それはないとの評価結果が得られています。	
		~ 希少チョウ類について、環境省の		
		レッドリストを参考にしているが、		
		都道府県のレッドリストを参考に地		
		1		

	セントの部伍と伝さいとがはわいよ		
	域ごとの評価を行うべきではないか		
10		に本組換えトウモロコシの花粉を載せた	1
	期のピークを極めて限定しているが 食餌植物の葉片を与えた試	験では、100粒/cm2の花粉密度において3	
	、実際の栽培においては栽培地域や 日後から死亡率が上昇し始	め、5日後には死亡率が50%を越えること	
	栽培方法によって広がることが想定 が確認されています。また	トウモロコシほ場からの距離別に花粉堆	
	される。また、本組換えトウモロコ 積程度を調査した結果では	、1 mでは136.5粒/cm2、2 mでは33.5粒	
	シのCry1Fタンパク質の発現量は、3 /cm2の密度で堆積すること	が示されています。これらのことから、	
	2μg/gとされており、他のチョウ目 ヤマトシジミと同程度の感	受性を有するチョウ目昆虫の個体が、ほ	
	昆虫害虫抵抗性のトウモロコシに比 場から2m以内に3日以上	留まるようなことがあれば影響を受ける	
	較して極めて発現量が多い。今まで 可能性があると考えられま	すが、種または個体群のレベルでこのよ	
	と同等の評価方法でよいのか。 うな条件に当てはまるチョ	ウ目昆虫は存在しないと判断しています	
11	種子がこぼれ落ちて生育すること トウモロコシ種子がこぼ	れ落ちた場合、その環境が発芽に適した	1
	はないとされているが、2004年12月 条件であれば発芽し、ある	程度の大きさまでは生長する可能性はあ	
	 には清水港において組換えトウモロ りますが、わが国の自然環:	境下においてトウモロコシが定着し、世	
	コシが生育していたと報道されてお 代交代を重ねて自生すると	いう知見はこれまで知られていません。	
	り、組換えトウモロコシが雑草化すまた、本組換えトウモロコ	シの競合における優位性に関わる生育特	
		の低温耐性、成体の越冬性等)は、宿主	
		ことから、本組換えトウモロコシがわが	
		雑草化するおそれはないと判断していま	
	す。	WETTING CHOIGIGN C TIME C CV &	
12		組みでは、申請のあった遺伝子組換え生	1
14	用としてキイロショウジョウバエ、物等について、第一種使用		1
	コオロギ類、カイコ、ハチノスツット影響の生ずるおそれについ	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
	リガなどの昆虫類が使用されている なお、本組換えトウモロ:	コシが産生するCry1F蛋白質のチョウ目昆	

り影響を受ける可能性がある。

|が、これら昆虫類の人工飼料にコー |虫への殺虫効果について、15種のチョウ目昆虫を用いた試験の結 ンミール等が使用されており、組換 果、標的昆虫を含むグループに特異的に殺虫効果が高いことが示さ えトウモロコシの予期せぬ混入によれています。また、その他の昆虫類(コウチュウ目、ハチ目、アミ |メカゲロウ目、トビムシ目等)及びその他の生物(哺乳類、鳥類、 | 魚類) を用いた試験の結果によればこれらの非標的生物には毒性を 示さなかったことが確認されています。